

特別陳列
**聖武天皇の
 大嘗祭
 木簡**

奈良国立博物館
 NARA NATIONAL MUSEUM

×
 奈良文化財研究所

解説シート

* 奈良国立博物館 特別陳列「聖武天皇の大嘗祭木簡」
 会期 一〇月二二日（火）―十一月一日（月）

奈良文化財研究所歴史史料研究室作成

※本解説シートでは、各回の展示にあたり再検討した結果、本文を改めている場合があります。
 ※展示番号は、奈良文化財研究所平成宮路資料館で出展する木簡との通し番号です。

5 佐波郡から、大嘗祭に用いる費の押年魚を納めた木簡

佐波郡大嘗祭押年魚〔千々〕百十隻

255-34-101 ヒノキ科・板目

「大嘗祭」と記した現在のところ唯一の木簡。「押年魚（鮓）」は、塩押し、または塩漬けにした鮓。鮓は、鳥類、魚類、植物のウリ、船などを数える単位。「佐波郡」は、『和名抄』には周防国（今の山口県東部）にみえ、周防国佐波郡であるとすると、古代の郡域は、現在の防府市の大部分と山口市の一部、周南市の一部にあたる。

8 神亀元年の紀年木簡

五連和五百嶋
 神亀元年八月廿二日

153-12-101 ヒノキ科・通板目

神亀元年は七二四年。聖武天皇即位の年に某物品五連を納めた木簡。連は、鉄・鉄・織・海藻・堅魚・鯨などを数える単位として用いられる。和五百嶋（やまどのいおしま）は、貢納者か、あるいは納入の責任者であろう。完形の木簡であり、物品は自明のものであったために記されなかった可能性がある。あるいは、国郡郷里名を記した定型的な符札を付すことなく、都へ送られたものであるうか。

7 大嘗分の文字がみえる木簡

郡村社郷高負里大嘗分
 ・色人

1170-27-1 01 スギ科・通板目

「村社郷」は『和名抄』にはみえないが、『吾妻鏡』など中世史料に村社郷がみえ、備中国新見庄比定地の対岸、高深川左岸（現在の新見市の西部）に比定される。「高負里」は、郷里制下のコザトで、

11 カツオの付札

・堅魚五十六
・会

三二七五・五〇三 ヒノキ科・楳目

古代のカツオにかかわる荷札・付札には、「堅魚」「煮堅魚」「生堅魚」などが知られるが、それぞれどのような食品であったかは諸説ある。一般に、「堅魚」と「荒(魚)堅魚」は、食納量や貢進元の地域の共通性から同一品目とみられており、カツオの切り身を高濃度塩水に漬け、乾燥(天日干し)したものである。「煮堅魚」の方が高価値で、素材の差か加工方法の違いと解される。

21 生栗の付札

生栗七斗

三二七五・五〇三 ヒノキ科・楳目

「生栗」は、『延喜式』主計式上4中男作物条に、「一斗五升とみえが、国別諸条にはみえない。正倉院文書によると、生栗は八月から閏十二月までにみえ、この間に収穫した栗はその都度食用し、閏十二月から四月までには干栗、閏十二月に搗栗など加工したものを食した。一斗は今量の約〇・四五斗にあたり、七斗は約五七リットル。

28 安賀郡からの搗栗の荷札

備中国安賀郡搗栗六斗

三二七五・五〇三 ヒノキ科・楳目

「搗栗」は、栗を搗いたもの。現在のカチグリ(栗の実を乾燥して臼で搗き、殻と渋皮とを除いたもの)にあたる。一斗は今量の約四・五斗にあたり、六斗は約四九リットル。「搗栗子」は、丹波・但馬・

美作・備中の中男作物(七斗)、丹波・但馬・播磨・美作の諸国例貢御費にみえる。古代の「安(美)賀郡」の郡域は、現在の新見市東部・真庭市西南部・高梁市東北部と吉備中央町の一部に比定される。

39 哲多郡からの梨の荷札

哲多郡梨子三斗

三二七五・五〇三 マツ科以外の科・楳目

「梨」は、『日本書紀』に栽培記事「詔して、天下をして、桑・梓・梨・栗・蔗等の草木を勤め殖えしむ。以て五穀を助くとなり」とみえ(持統天皇七年(六九三)三月丙午条)、古くから栽培が奨められていた。「梨(子)」は、信濃国・因幡国の諸国例貢御費(宮内式45例貢御費)、甲斐国(青梨子)・因幡国の諸国貢進菓子(大膳式下54諸国貢進菓子条)、信濃国の諸国貢進御費(内膳式40諸国貢進御費条)にみえる。一斗は今量の約四・五斗にあたり、三斗は約二四リットル。古代の「哲多郡」の郡域は、現在の新見市の西部に比定される。

44 小田郡からの白米の荷札

備中国小田郡日下部白米一石
神龜元年九月

三二七五・五〇三 ヒノキ科・楳目

「白米」は精白した米。これに対し、黒米は籾殻を除いて精白していない、いわゆる玄米。一石は、今量の四斗五升で、約八一リットル。「小田郡日下部郡」は、『和名抄』の備中国小田郡草壁郷にあたる。古代の「小田郡」の郡域は、現在の笠岡市・矢掛町のほぼ全域に、井原市の東北部を加えた地域に比定される。神龜元年は七二四年。

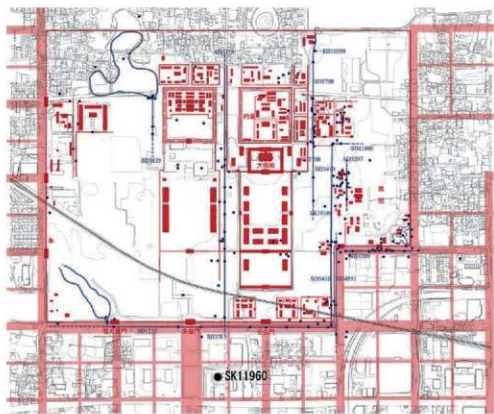
「木簡が見つかった遺構」

大土坑SK11960

平城京左京三条一坊二坪・平城第六五八次調査（二〇二三～二四年）
 調査区東北で検出した東西約二・八m、南北約二・五m、深さ約一・〇mの方形土坑。最下層に木片を中心とした有機物を敷き込み、その上に粘土を積んで埋め、さらにこれをもう一度掘り起こして再び最下層に粟皮・木の葉を主体とする有機物を敷き込み、粒度をあえて不均一に調整した土を積み、さらにこの土を掘り起こして砂層と粘土層を交互に積んで埋める。木簡は、有機物層から二六〇〇点（うち削屑二五〇点）以上（現在洗浄中）出土した。

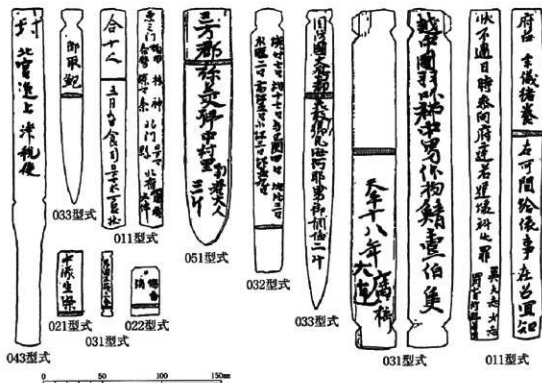


大土坑SK11960半截状況（東から）



今回展示する木簡の出土地

地形図は奈良県発行 1/10,000 地形図（令和6年3月24日作成）の一部複製



木簡の型式分類

〔木簡の型式分類とその説明〕

- 一型式 長方形の材のもの
- 一五型式 長方形の材の側面に穴を穿ったもの
- 一九型式 一端が方頭で他端は折損・腐蝕で原形が失われたもの
- 二一型式 小型矩形のもの
- 二二型式 小型矩形の材の一端を圭頭にしたもの
- 三一型式 長方形の材の両端の左右に切り込みをいれたもの
方頭・圭頭など種々の作り方がある
- 三二型式 長方形の材の一端の左右に切り込みをいれたもの
- 三三型式 長方形の材の一端の左右に切り込みをいれ、他端を尖らせたもの
- 三九型式 長方形の材の一端の左右に切り込みがあるが、他端は折損・腐蝕などによって原形の失われたもの
- 四一型式 長方形の材の一端の左右を削り、羽子板の柄状に作ったもの
- 四三型式 長方形の材の一端を羽子板の柄状に作り、残りの部分の左右に切り込みをいれたもの
- 四九型式 長方形の材の一端を羽子板の柄状にしているが、他端は折損・腐蝕などによって原形の失われたもの
- 五一型式 長方形の材の一端を尖らせたもの
- 五九型式 長方形の材の一端を尖らせているが、他端は折損・腐蝕などによって原形の失われたもの
- 六一型式 用途の明瞭な木製品に墨書のあるもの
- 六五型式 用途未詳の木製品に墨書のあるもの
- 八一型式 折損・腐蝕その他によって原形の判明しないもの
- 九一型式 削屑